

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (備考註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	ケニア中央医学研究所感染症及び寄生虫対策施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニア中央医学研究所感染症及び寄生虫対策施設整備計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	82,000千円 H17.2.19まで	H16.2.20 ナイロビ で (同日)	日本側 浅見真在ケニア大使 ケニア側 ダウデイ・ムウイラリア財務大臣	H16.12.22 823号
ケニア	ケニア中央医学研究所感染症及び寄生虫対策施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニア中央医学研究所感染症及び寄生虫対策施設整備計画を実施するために必要な 1. ケニア中央医学研究所感染症及び寄生虫対策施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	988,000千円 (H16年度 273,000千円) H17.3.31まで (H17年度 715,000千円) H18.3.31まで	H16.8.4 ナイロビ で (同日)	日本側 浅見真在ケニア大使 ケニア側 ダウデイ・ムウイラリア財務大臣	H17.6.23 490号
ケニア	地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	地方給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	279,000千円 H17.3.31まで	H16.11.2 東京で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 ケニア側 チウウ・アリ・ムワククウエレ外務大臣	H16.12.21 820号
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むケニアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H17.2.9 ナイロビ で (同日)	日本側 宮村智在ケニア大使 ケニア側 ダウデイ・ムウイラリア財務大臣	H17.6.23 485号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。